

第6回松阪市子ども発達総合支援施設運営あり方等検討委員会 議事録

日時:平成27年4月23日(木)午後1時30分～午後3時

場所:松阪市役所 地下会議室

出席者:上田美菜、亀井美香、谷口理恵、松本亜由美、八田久子、野田倫子、
山下亨、佐藤祐司、世古佳清、中川義文、堤康雄、菌部功、中出繁、山
敷敬純

欠席者:安田尚樹

事務局:南野忠夫、磯田博己、西嶋秀喜、青木覚司、林徹、水本恵美

傍聴者:1人

【事項内容】

1. あいさつ

2. 会議の公開について

3. 議 事

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)
[再々修正案] についての説明

《委員長あいさつ》

皆様、改めましてこんにちは。この会議も会を重ねまして今日で6回目となりました。いよいよ6月4日に予定されております市長への答申に向けて最終コーナーというところです。事務局も一部顔ぶれが変わりましたし、私も職場が名古屋に移り大分軸足向こうの方に移りつつありますが、こちらにご縁があってお手伝いをさせていただくなかで、この新しい施設は、やはり非常に松阪市の子どもの発達を支援する施設として、内容も箱物も充実したもので、私がこちらでお手伝いをさせていただき総仕上げとして、あと少しではありますが、頑張っって会の進行を努めさせていただきます。

本日、お手元の事項書に沿って議事を進めてまいりますが、事前に事項書の(1)のガイドライン[再々修正案]を委員の皆様にはお送りしております。こちらの資料には、前回(2月)特に保護者の皆様からいろいろ建設的なご意見をいただきました。そちらが反映されているものになっているわけです。それをご覧になりながら議事の進行にご協力いただければと思います。

では議事の(1)松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)[再々修正案]について、お手元の資料をご覧になりながら事務局からの説明をお聞きいただきたいと思います。では事務局、説明の方よろしくお願ひ致します。

《事務局から概要説明》

委員長：事前にお送りしておりました資料 2 を基にしまして、事務局から再々修正案の説明をしてもらいました。資料 2 はいわゆる新旧対照表の様なもので、現行点を引き出したもので、同じく事前にお送りしておりました資料 1 は再々修正案の本体という事になります。それで、本日お手元に置かせていただいた A4 横組みの資料は再々修正案からさらに今日の会議に至るまでに修正された部分を抜きだしてご説明していただくものということになります。では、前回 2 月の第 5 回の会議にていろいろご意見をいただいてそれを反映したものでありまして、いわゆる引かれたものではなくて足されたものがこの再々修正案になろうかと思えます。ご覧になられてご意見あるいはご質問があればいただきたいと思えますがいかがでしょうか。特にご発言いただいた方は、ご自身がおっしゃった事が、きちんと自分の意図通りに修正されているかご覧にいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

(〇〇委員入室)

委員長：〇〇委員、今議事の(1)の説明をしていただいて意見交換に入ったところですよ。

委員：いまさらということになるかもしれませんが、ちょっとわかり難いのでお聞きします。窓口機能を持って、窓口で受付をして相談支援をしていくというイメージでよろしいのでしょうか。

委員長：事務局いかがですか。

事務局：〇〇委員の言われるとおり、窓口で受付をして相談支援を受け付けるというのはまさにそのとおりに考えております。多くは子どもをどうしたらいいのだろうと来られると思います。それをいったん受け付けていく、相談支援をしながら療育・訓練を館内でしていくということで整理させていただければと思います。

委員長：いかがでしょうか。

委員：それだったら、もっとそのへんがわかりやすく表現されていてもいいのではないかと思いました。それが一点です。もう一点はガイドライン全体のところで、一番目二番目で安全確保とか出してもらっているのですが、ある意味これは最も重要な事で一番目二番目にあげてもらっているのは至極当たり前のことかと思いますが、やはりガイドラインを見る中で、全体を見る時に、ここは施設の山であるというか、やはりここは直接受けるところだと思いますので、ある意味一番重要なのですが当たり前のことが書いてあるので、この辺についてはもう少し、「この施設で重点的に取り組むぞ」「このへんが山だぞ」という部分を前に出して表現した方がいいのかなと思いました。それから、衛生管理や安全確保について具体的に書いてもらってあるのですが、具体的に書いてあるので「これだけ・・・」といった印象を受けます。なので、今も療育セ

ンターでしていただいていると思いますが、基本的な指針をもってどういう風に取り組んでいくのかという姿勢をあげてもらったほうがいいと思います。いきなり具体的書かれていると「これだけなのか」というところに目がいてしまいますので、内容的にはこういうことで、あとは書き方というか、これは非常に必要なことだと思いますが、ある意味これはどこの施設でも当たり前のことなので、一番目二番目というよりはこの施設のメインになるものをあげていく方がいいのではないかと思います。あともう1点ですが、計画的なサービスの提供ということで、計画を図って変更していくとかの表現があったり、訪問のところでも訪問支援カードを作るといった表現がされていたりするのですが、必要に応じて変更をしていくと書いてあるのですが、評価を必ずしていくという事を加えたほうがいいのかなと思いました。

委員長：〇〇委員から三点のご質問、ご意見、ご提案をいただきました。私から伺いたいのですが、まず一点目のこの施設の特徴(長所)として、もし具体的に加筆するのであればどのあたりが適当であるとお考えなのか、要するにガイドラインですから(運用指針なので)、今揉んでもらっているこの文章のどのあたりが適当であるとお考えなのかということが一点です。あと3番目におっしゃった、提供するサービスの評価については、資料1でいきますとP8~P9にかけて事後的に設置する、この施設における色々な評価を行う第三者的な評価委員会は必ず設置した方がいいだろうということで盛り込んでもらっているのですが、これをご覧になって不足があるとお考えになられたということでしょうか。

委員：まず一点目のどこらあたりにあげるのかといったことですが、この5つの中ですと3番4番を前にもってくるのかなと思います。ただ、総合的な子どもの為の相談支援をしていくというところあたり、もう少し何か加えてもいいような気がします、具体的には思い浮かびません。あと評価についてですが、この施設に対する評価ではなくて、例えば具体的には、訪問をした時に子どもの状況を把握しました、内容を把握しました、それでどういうことが必要であるかとか、どういうところを改善した方がいいのかとかの評価を訪問支援カードなりに、対応したところについての評価を必ず付け加えていくような記述を入れたらなと思い評価を申し上げました。

委員長：今私が言及しなかった、具体的過ぎてかえって縛ってしまう部分があるのではないのかという事も含めて三点ご提案がありました。これらについて事務局いかがでしょうか。

事務局：まず第一点のガイドライン全体の5つの項目をあげさせてもらった中の衛生管理と安全確保について、最も当たり前で、最も重要な項目の部分ですが、どれぐらい具体的にということが・・・、書けば書くほど切がなくなりそう

な部分だという風に事務局では考えています。ですから、これはむしろ基本指針である、考えなさいという部分の方向性を示すという考えでさらっとした書き方をしてしまっているのですが、これでは不足であるというのであれば、もう少し踏み込んだ表記、表現、あるいは追記のご意見をいただければありがたいというのが今のところの意見です。それからもうひとつ、相談支援、特に訪問支援巡回相談事業という形であると思います(P4)。これについて、訪問者の適正をどうフィードバックするかということが考え方の基本ではなかろうか、それを示すべきではないかと受け止めさせてもらいました。確かにこの記述だと聞きっぱなしで返っていかないかと感じてしまうと思われてしまいます。その意見は大事だと思いますので、もうひとつ留意事項の中で追記をしていくという考え方で、訪問結果を訪問先の方々と訪問した職員とで検討しながら結果をフィードバックしていくというような書き方、表現はまた変わっていくかと思いますが、そういう考えをいれさせてもらおうかと思っています。あまり長くは書けないと思いますが、まずはひとつでも項目としてあげておけば、現場でまた考えていただけるかと思っています。それからもうひとつ、P2の全体の順番を変えたらどうかという事ですが、順番についての重要度はどうなのでしょう。施設の特徴から考えると、3番4番が先になって1番2番が後回しになるのかと思うのですが、事務局としては安心して使える施設だということが最優先だと考えておりますので、最初の2行に書いてありますが「心身の発達が気になる又は障がいのある児童が円滑に安心安全に利用できるための、」ここを意識した順番だと考えております。ですので、まず第1番は衛生管理だと、そして次は安全確保なんだということで(別に安全確保と衛生管理とひっくり返してもいいのですが)、この2項目を後に回すということになると少し不安を抱くのではないかと、文章と整合性が疑問になるのではないかとというふうに今事務局では考えているところです。回答になりましたでしょうか。

委員長：今の事務局からの回答で〇〇委員いかがでしょうか。

委員：衛生管理と安全確保については説明自体が具体的すぎるので、切がないということは否めないのですが、衛生管理とか安全確保とかに対する基本指針をもって具体的にどう運営していくか、どう対応していくか簡潔に書かないと多分掲げている内容については細かい事かもしれませんが、これだけなのかなというところはあるので、安全確保や衛生管理について基本的な考え方が簡潔に書けないと、書き出すと切はないのですが、重要であるならばなおさら安全確保や衛生管理に対する姿勢というか書かないと、これだけではないと思いますので、少しそれが気になります。

委員長：そうしますと、中身につきましては若干抽象化させたような技術ということになりましょうか。〇〇委員から三点ほど問題提起がなされたわけです。

が、これにつきまして委員の皆様から特に反対のご意見がなければ最終的な答申までにもう1回ご意見をいただく機会がございますので、それまでに事務局のほうで再々々修正を考えていただこうかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員：先ほどの〇〇委員に少し付け加えますが、衛生管理だとかこういう風に指針が作ってありますと一言加えて、衛生管理の基準だとかがきちんとあればいいと思います。それから、安全確保なのですが、確か大阪の児童デイサービスの施設から子どもがいなくなると遺体で見つかるという事故がありました。そういう施設外の安全ももちろんなのですが、設計の段階からも飛び出していく可能性はあるとかはいろいろ話があったと思いますので、そういう風な事も含めた事をここに盛り込む事が難しいのであれば、そういう指針がありますと別途に作ってもらうのがいいのではないでかと思いました。

委員長：〇〇委員からのご意見に関連しまして、衛生管理とか安全確保とかを別紙に定めるといいますか、マニュアル的なものをこのガイドラインとは別に作られるつもりというか予定はございますか。

事務局：実際にこの館が具体的に運用を開始すると、そのへんの問題は整理をしないと現場はなかなか維持できないかなという考えは一応もっています。指針を作成して、それに従って今後運営をしていくという考えまではまだ整理できてはいません。本日のご意見は非常に重要な事ですから、そういう方向で整理はしていきたいと思えます。一応、「別記指針に従って」という表記をどこかに入れながら、具体性をそちらに流すという事でこのガイドラインを生かしていきたいと思っています。しかし、その指針の検討がもう時間がほとんど難しいかと心配ではあります。なんとか次の会までに出来るかどうか検討させていただきたいと思えます。できるだけ前向きに出せたらと思っています。ひょっとしたら項目だけで終わってしまうかもしれません。それはまた、後々運営に携わる職員に任せるしかないのかなと思えます。今のところはそう整理させていただきたいと思えます。

委員長：現状の療育センターではどのようなことになっているのでしょうか。

事務局：現状は、細かく作成をしたものはなくて、保育園で運営している具体的な内容をもって同じく適用しているといったところです。例えば食事は保護者にお弁当を持ってきてもらっていますので、それも含めて再度考えていく必要はあると考えています。

委員長：時間的にどの程度のものをお出しいただけるかはわかりませんが、先ほどの〇〇委員の意見を反映させた修正をいただければと思います。〇〇委員からの三点のご提案について他によろしいでしょうか。特に反対もないようですから、再度の修正を事務局にはお願いしたいと思います。他にご意見、ご質

ございませんでしょうか。では、私の方からつまらない質問で恐縮ですが、前回は申し上げましたが、このガイドラインの中で新しい施設を指して、通所、通園、来館と三とおりにあるのですが、このあたりは統一することは難しいのでしょうか。

事務局：通園は、多分幼稚園を意識した部分だと思います。保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業のところで出てきていると思います。通所も、どこそこの施設に通所しているという表現、つまり第三者的な施設への場所への使い分けをしていると思います。統一しようとするとは実ほう〜んというところがありまして、例えばP6の留意事項のキに就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合というのは、修正できると思いますが、ただ、「園」とするのか「所」とするのかということは、例えば子ども発達総合支援施設〇〇園というのであれば通園という表記が正しいかと思います。現在のところ大変申し訳ないのですが、〇〇園という部分の通所名というところがまだ確定しておりませんので、とりあえず通所という表記をさせてもらったというところが正直なところでは通所名のところは後々考えていこうかと思っているところですから、ガイドラインの中で全部通園とするのをよしとするかどうかは、現時点ではお答えがしにくいというのが正直なところでは、発達支援施設ですから通所、来館となかなか区別がしにくいのですが、整理し切れていないというのが正直なところでは、〇〇園と決まってしまうと通園と出来るかと思えます。

委員長：他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員：教育委員会が入って学校に入っていたら、保健、福祉と連携してやっていただくという事で具体的に変わってきたところが今回変わってきたところ、良くなってきたところだと思いますが、いわゆる県立学校との関係はどういうふうにされるのか。県立高等学校とか県立特別支援学校とかを利用される方、もしくは県立特別支援学校は専門性というてんから先頭に立っていただく方向性があると伺っているのですが、そこらへんとの関係をどういうふうに考えておられるのかお聞かせ願いたいのが一点。あともう一点は、障がい児地域スクール事業と書いてありますが、具体的には何をするのかこれを読んでもわかりません。実際にはやられている事業なのでイメージはあるのだと思いますが、デイサービスなのかなという事はわかりますが、スクール事業のところを読むとこれは何をやる所なのかこれではあまり読めないで、そのへんをどうするのか出していただきたい。

委員長：〇〇委員から二点のご質問がありました。特に一点目は、隣に特別支援学校が出来るという事情がありますので、そのへんも含めてどのようにお考えなのか、もう一点は地域スクール事業についてですが、これらについて事務

局いかがでしょうか。

事務局：ご存知のように、特別支援学校が隣接ではありませんが隣に建設されます。基本的には、この施設と連携はどこかで成立するであろうということは認識しています。ただ、具体的に特別支援学校とこの施設がどういう役割分担をしてどういうふうに棲み分けをしていくのかは多分これから考えていかないと、ここで決めてしまうということはありません。ただ、その窓口はどこかと言えば、より近いのは相談支援業務だとみているところです。ですから、その連携の仕方についてはこれからなのですが、教育の方はいかがでしょうか。

事務局：特別支援学校との連携の事で、現在は玉城わかば学園も度会特別支援学校も先端的機能ということで、育ちサポート室が実施している巡回相談のところで、松阪市の幼稚園・保育園・小中学校(主には小中学校ですが)巡回相談に行っていております。それが中心になると思いますが、さらに隣に特別支援学校が出来るという事で、具体的に療育センターに通所している子どもが特別支援学校に通学することも当然出てくるわけですから、その連携や繋ぎのところもかなり連携できていくのではないかと思います。それから県立の高校との関係ということですが、実際に当室でも中学校や高等学校との連携も取り組んでおまして、高等学校になりますと県立になりますので、直接そこに行ってというよりもそのスクールカウンセラーとか個々のケースとかと連携をするという部分はでてくるかと思えます。

委員長：二点目をお願いします。

事務局：二点目ですね。P7の障がい児地域スクール事業のところですが、25年に策定しました基本計画にも「地域デイサービス事業」という項目が提示されておりまして、その中で、現在も障がい児福祉の一環で進めている障害児サマースクール事業というのがあるのですが、この事業をさらに整備して、必要とする地域へその機会を提供していくという考え方に基づいて、この障がい児地域スクール事業という名称に変えさせてもらいました。特に今は、夏休みという一番長い期間の中で日中の活動の場を提供しようというのがサマースクールですが、これからはサマー(夏)だけではなくて、年間を通じてスクール事業的なものに取り組めるということが大事ではないかという考え方から現在の名称に至ったというところです。現在の事業で一番近いのは放課後等デイサービス事業ではないかと思いますが、放課後等デイサービス事業を使っても、もうちょっといるんだとかいう場合、フォローアップする市の事業として、この地域スクール事業を位置づけたらどうかというところがございます。今後実施要綱を策定していきますので、それをこれから整理していきたいと思えます。基本的な考え方としては、地域スクール事業というのは、日中の活動の場をよ

り円滑に提供していくという事を、市として意識して事業展開を進めていきたいという意味の事業であると理解していただければありがたいと思います。特に日中一時支援という国の制度であります、訓練ではなくあずかるだけという今後の子ども達の事を考えると、そういう色彩の強いところへ提供していくという事も必要ではないかと思えます。そういう意味で、これを今後ガイドラインの中で示していくと問題になると思えますので、それを実施要綱等によって進めていくという事にして、実施要綱等のほうへもっと具体的に整理していきたいということでここに書かせていただいております。

委員長：事務局と教育委員会から今答えていただきましたが、いかがでしょうか。

委員：特別支援学校と県立学校の関係、市と県立の学校との関係はなかなか連携を取り合っていくのは難しいことだと思いますが、多分県立学校のセンター化ということで少し聞いているので、この機会にぜひ連携をとっていただければと思います。スクール事業というのは、要するに・・・、まだわかりませんが、実施要綱を見たらわかりますということでいいのでしょうか。

事務局：基本的にはその方向で決めさせていただいております。このガイドラインができましたら、直ちに素案を作っていこうかと考えております。現行として、障がい児サマースクール事業を展開しております。今年も夏休みの期間中には16回にわたって進めていくわけですが、これをサマースクールという名称ではなくて、例えば春休みの期間に使ったり冬休みの期間にも使えるようにしたいと。それを館とするのではなくて、地域で出来ないかということです。身近な所で地域の人達と共に過ごす、サマースクール的な事業展開が出来ないかという考えを今もっているといったところです。ですから、イメージ的にはおあずかりするという事ではなくて、そこで遊びながら訓練をしていく部分と、親御さん達の安堵感を提供していければというところになろうかと思えます。まだ抽象的な事しか言えませんが、現実的に基になる事業は展開しておりますので、まだ整理はしやすいかなと思っております。

委員長：よろしいでしょうか。他にこの基本指針につきましてご意見ご質問はございませんでしょうか。特に、建設的なご意見をいただいた保護者の方々いかがでしょうか。

委員：技術的なものだけではなくて、家族支援も含めたところを私たちは困ったので、そういう部分も含めて取り組んでいただきたいというのが、玉虫色のいい表現になっているという気がしないでもありませんが、詳しく書くと言われた様に言及されてしまいますし、子ども支援、子育て支援という中で、もちろん親も親以外にも育てていただいているのですが、子どもに関わっているすべての方を支援するというのであれば、すごくいい表現といえますかべ

ターな表現だと思います。これは指針ですから、これを受けてもっと話していただきたいことはたくさんあると思いますが、ありがとうございます。あとは教育委員会との棲み分けなのかなというところはあると思いますが、後々の詳しくなる部分でちゃんと見届けたいと思います。

委員長：先ほど事務局からの話にもありましたが、現状優先ということもありますが、新しく内容を充実させた施設ができるということで、動き出さないとわからないというところは確かに多々あるのかと思います。ですから、ガイドラインの最後にありますように、事業あるいは提供されるサービスの評価をきちんとやる、しかもある意味公正忠実、客観的な視点で評価を行うというようなことも盛り込んでもらっていますので、その中で徐々により良いものに近づけていく、そういうふうな活動を今後期待したいと思います。他にこの再々修正案にございませんでしょうか。それでは本日出された意見を基に事務局にはもうしばらく修正のお願いをしなければなりません、原則として今回お示した再々修正案をご了解していただいたということにさせていただきたいと思います。

4. その他

《事務局より概要説明》

(1) 次回検討委員会の日程について

日時：平成27年 5月 日() 13時30分～15時30分(予定)

場所：松阪市役所

委員：次が最後で、それから後は何かあるのでしょうか。2年間は任期であったと思いますが・・・これから先どうなるのか、皆さん学校の役員を変わられたりすると思いますので、これからこんな形で進みますということがわかると学校や役員会等でも言いやすいと思いますが・・・

委員長：6月4日に答申した後開園するまで1年以上時間があるわけですが、事務局いかがですか。

事務局：このあり方検討委員会は、答申をしますとその時をもって任期が切れます。そのように規則にも定めてあります。皆様のお手元(最初の委員会の時にお渡ししたもの)にあると思います。実質的にはこの委員会は6月4日をもって終了するということになります。じゃあその後どうなのかというと、建設が順序よくいけば、(契約を結んで着工)、入札が上手くいけばのことなのですが、それから後は備品などを事務局で、決めていくことになります。それから、スケジュール的には先ほど申しました〇〇園という通所名を、今年中に広報で公募する予定で考えています。その時の審査をお願いする可能性は高いのですが、全員という事にはならないと思います。何人かの方かと思っています。そ

れで進めていきたいと思っています。3月20日に竣工すると思います。ですから皆さんがこれから以降に直接関与することはないと思います。

委員長：この際ですから、他に委員の皆様から何かございませんか。それでは事務局から次の会議の日程をお願いします。

事務局：次回検討委員会の日程について

日時：平成27年 5月14日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所：松阪市役所 5階特別会議室

委員長：ご多用とは思いますが時間をあけていただきますようお願い致します。他にございませんか。

委員：療育センターが始まる時の内容について知る機会とか、それについて意見を言ったりするような会はあるのでしょうか。

事務局：平成28年度の事業で考えるしかありません。

委員：本年度はなくて、次の年にするかどうかはわからないということですか。

事務局：開館(開設)までの期間に余裕がとれるかどうかということですが・・・

委員：せっかく外見をしたので中身も・・・

事務局：中身は現場が中心になりますので・・・

委員：それこそ、安心安全ということであれば、先ほどお話がありました、そちらが思っていた安心安全とこちらが思っていた安心安全と食い違っていた部分があったかと思えます。それを突き詰めていくと子ども達の安心に繋がるところが出てくると思いますが、その話がないと、ちょっと危ないかなと思うのですが・・・。あぶないという言い方は失礼なのですが、「あれ」という部分がでてこないか(ここで)話をしていました。平成28年度にもしあるのであれば、保護者の意見や先生の意見を聞いていただけたらと思います。委員会としての関与が難しいということであれば、そういうふうなものがあるといいなと希望としては思っています。

事務局：現場の者として、現状の療育の中身であるとか対応の仕方であるとかをご案内させてもらっていないかなとは思っています。そのへんをわかってもらった上でどういうふうな方向でいくのかということは、確かにご意見はいただきたいと思っておりますので、何らかの形で(委員会としては難しいと思っております)皆さんに来ていただいた上でご意見をいただく機会はお出そうかと思っております。考えたいとは思っています。できたら平成28年の開館までに、今の療育センターを見ていただくのは鏡の裏側からになりますが、子ども達に影響がないようにということで、どんな療育をしているのかどんな訓練をしているのかわかってもらった上でご意見をいただくと一番ありがたいかなと思っておりますので、またよろしくをお願いします。細かい内容について、それを想定したものを組んで「しおり」とか作成をして本年度やっておりますので、とりあえずどんな方向

でやっていくのか見ていただく事は出来ます。まずペーパー物を見てもらった上で現場の対応を見ていただけたらと思っております。

委員長：今お話をしていただいた事は、まさに魂を入れる部分ですから、ぜひオープンまでに(どういう形態かは別として)設けていただけたらと思います。では次回5月14日ということで、私は来る事ができませんので副委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。これまで、このあり方検討委員会では前向きなご意見をいただいて、「より良い施設にしていくぞ」という委員の皆様のお気持ちが伝わってくる、非常に充実した会議だったかと思っております。もう一回ガイドラインの再確認ということでご参集いただきますが、6月4日は私と〇〇副委員長とで市長に答申をしてまいりたいと思っております。あと一回ご足労をお願い致します。今日はありがとうございました。